

(農業経営統計調査)

審査メモ (審査状況及び論点)

<目次 (審議事項)>

1	今回の変更に至る背景事情の確認	2 頁
2	今回申請された変更	
	本調査は、①営農類型別の経営統計に関する調査 (以下「営農類型別経営調査」という。) と、②農畜産物の生産費に関する調査 (以下「生産費調査」という。) により構成されているが、 <u>今回の変更は①についてのみ計画されている。</u>	3 頁
(1)	調査系統・調査方法の一部変更	3 頁
①	地方農政局等 ^(注) を経由して行っていた調査に民間委託を導入	
②	①の変更に合わせて、調査票の配布・回収について、職員・調査員が関与する方法を改め、郵送を基本にする	
③	オンライン回答について、e-Survey の利用を追加	
	(注)「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。	
(2)	調査事項の変更	7 頁
①	調査事項の整理・削減	
②	個人経営体用調査票について、ロングフォーム・ショートフォームの統合	
③	プレプリント事項の拡充	
(3)	集計事項の変更	12 頁
○	指定品目の集計について、品目に純化した集計から、単一経営の経営体の集計に変更	
(4)	調査時期の変更	14 頁
○	経営体ごとに分かれていた調査票の配布・回収の時期を基本的に統一	
(5)	公表時期の変更	14 頁
○	概要の結果公表の時期を2か月前倒し	
3	過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況	17 頁

<別添>

別添 1	ロングフォーム・ショートフォーム形式を導入した背景	1 関連	18 頁
別添 2	調査対象年と調査実施年の関係	1 関連	20 頁
別添 3	農業経営統計調査 (営農類型別経営調査) 試行調査	2 (1) 関連	21 頁
別添 4	調査票の構成及び内容の変更	2 (2) 関連	23 頁
別添 5	調査事項の削減についての農林水産省の認識 (前回変更時)	2 (2) 関連	31 頁
別添 6	指定品目の把握に係る調査票の変更イメージ	2 (3) 関連	32 頁
別添 7	現行計画における公表までの流れ	2 (5) 関連	33 頁

1 今回の変更に至る背景事情の確認

1 本調査については、令和4年調査（基本的に令和4年（度）を対象として、令和5年に実施した調査^(注)）における母集団情報更新のタイミングで、以下の変更がなされた（変更に係る答申は、令和3年7月30日）。

- ① 報告者の負担軽減及び調査の担い手の減少により、事務負担の軽減、調査の効率化が求められる一方で、調査事項の削減が難しい事情を踏まえ、これらを両立させる調整案として、営農類型別経営調査の個別経営体調査票について、ロングフォーム・ショートフォーム方式を導入（別添1を参照）
- ② 営農類型別経営調査及び生産費調査ともに最新の母集団情報を基に標本設計を見直し（調査全体の報告者数としては削減）
- ③ 概要の公表時期の繰下げ（営農類型別経営調査については10月⇒12月。一部の生産費調査についても繰下げ）

また、令和3年の委員会審議の際には、農林水産省から、民間委託や調査事項の整理については触れられておらず、5年間継続して同じ報告者に報告を求めるといふ本調査の性格とも相まって、当面、この変更内容で推移するものと思われた。

（注）この「審査メモ」では、把握対象年を基準に「令和●年調査」と記載する。調査対象年と調査実施年の整理については、別添2を参照

2 しかし、今回、前回の変更から3年に満たないタイミングで、以下の変更が予定されており、外形的には、前回変更した内容を元に戻す変更も含まれる。

〔営農類型別経営調査の変更〕

- ① 民間委託を導入
- ② 個人経営体調査票のロングフォーム・ショートフォームを統合
- ③ 概要の公表時期の前倒し（12月⇒10月）等

そのため、今回の変更について審議する前提として、なぜ、報告者の継続期間の終了（現在の報告者は令和8年調査まで。令和9年調査の段階で報告者の選定替えが予定されている。）を待たずに変更しなければならなかったのか、ということ自体にも疑義が生じている。

については、個別事項の審議に先立って、以下の論点について、改めて説明をお願いしたい。

（論点）

- 前回の変更から短期間で計画変更されることになったのはなぜか。前回変更時に想定されていなかった事情があったのか。

2 今回申請された変更内容（営農類型別経営調査に係る変更）

（1）調査系統・調査方法の一部変更

（変更内容）

- ① 地方農政局等を経由して行っていた調査に民間委託を導入
- ② ①の変更併せて、調査票の配布・回収について、民間委託の場合は郵送を基本にする
- ③ オンライン回答について、e-Survey の利用を追加

（審査状況）

ア 変更の背景と今回の変更内容

農業経営統計調査は、

- ① 農業を営む個人や法人に対して、経営体の経理状況（営農類型別経営調査）や農畜産物の生産コスト（生産費調査）について詳細な回答を求める調査であるとともに、
 - ② 農林業センサス等により得られた母集団情報から選定された報告者に対して、原則として5年間継続して回答を求めるものであること
- から、従前から報告負担の重い調査として認識されていた。

このため、農林水産省は、これまで、本調査を地方農政局等経由で行い、調査票の配布・回収について、地方農政局等の職員及び調査員（専門調査員）が、報告者のもとに出向いて対応することを含め、大きな事務負担をかけて実施してきた。

このように、報告者の負担が大きく、本調査を取り巻く環境は、将来的に実査の担い手不足が見込まれていることを背景として、報告者負担及び事務負担の軽減を速やかに図らなければならない状況にあり、将来にわたって、持続可能な調査への見直しが喫緊の課題となっている。^{（注）}

（注） 公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月28日閣議決定）

第2 公的統計の整備に関する事項

6（5）農林水産統計のデジタル技術等による改善

（略）

一方、統計調査の現場では、調査対象者の高齢化や実査・実測の担い手の不足等、他分野の統計調査にも増して厳しい状況に直面していることから、民間委託、オンライン回答の更なる推進、デジタルデータの有効活用等、一層の統計調査の効率化や報告者の負担軽減が喫緊の課題となっている。

（略）

以上を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、調査環境の変化に伴い継続が困難になっている調査方法について、持続可能な方法への不断の見直しを行うほか、先進技術も取り入れ、衛星画像等のデジタルデータや行政記録情報の有効活用の検証、オンライン回答を促す手法の効果検証等、各統計調査における報告者の負担軽減・効率化やデータ利活用の推進等に引き続き取り組む。

<別表 今後5年間に講ずる具体的施策（抜粋）>

項目	No.	具体的な措置、方策等	実施時期
(5) 農林水産統計のデジタル技術等による改善及びEBPM推進	51	○ 農業経営統計調査の営農類型別経営統計について、必要性の低下した調査項目の見直し・デジタルデータの活用による報告者の負担軽減と、民間委託による地方職員の労力軽減に向けた取組を推進する。	令和5年度（2023年度）から順次実施する

そのため、今回、本調査のうち、営農類型別経営調査において、**図表1**のとおり、調査系統及び調査方法の変更が計画されている。

図表1 調査系統・調査方法の変更内容

報告者	現行	変更案
営農類型別経営調査のみに回答している報告者 (以下「Aグループ」という。) (約3,400経営体)	【調査系統】 農水省－地方農政局等－報告者 【調査方法】 《配布》職員・調査員 《回答》職員・調査員・郵送・オンライン	【調査系統】 <u>農水省－民間事業者－報告者</u> 【調査方法】 <u>《配布》原則、郵送</u> <u>必要な場合には民間調査員</u> <u>《回答》原則、郵送・オンライン^(注1)</u> <u>必要な場合には民間調査員</u>
営農類型別経営調査と生産費調査の両方に回答している報告者 (以下「Bグループ」という。) (約1,100経営体)	【調査系統】 農水省－地方農政局等－報告者 ^(注2) 【調査方法】 《配布》職員・調査員 《回答》職員・調査員・郵送・オンライン ^(注1)	【調査系統】 農水省－地方農政局等－報告者 ^(注2) 【調査方法】 《配布》職員・調査員 《回答》職員・調査員・郵送・オンライン ^(注1)

(注1) オンライン回答について、独自システム（民間事業者が行うセキュアファイル交換サービス）を利用した回答に加え、「政府統計オンライン調査システム」（以下「e-Survey」という。）を導入

(注2) 基本的に現状の方法を継続するが、民間事業者による調査に協力が得られる報告者については、民間委託により実施

イ 現状における審査部門の認識

(ア) 今回の変更のうち、民間委託の導入自体については、実査の担い手の減少により、現状の調査方法の継続が将来的に極めて困難になることを踏まえたものであり、その方向性については否定しない。

(イ) しかし、以下に掲げる点など、今回の計画変更について、懸念点が少なくない。

- ① これまで地方農政局等の職員や調査員が報告者を手厚く支援することで正確な回答を得ていた調査を（調査手法別の配布・回収の状況については、**図表2**を参照）、民間委託による郵送・自計を中心とする調査系統・調査方法に変更することについては、今回予定されている調査票の変更などともあいまって、回収の確保、回答内容の正確性の維持という観点で大きな懸念がある。

図表2 調査手法別の配布・回収実績（令和2年調査）

（単位：件）

		職員・調査員 ^(注1)	郵送	オンライン	計
配布		4,447	—	—	4,447
回収 ^(注2)	自計	469	113	34	616
	他計	3,497	^(注3) 320	^(注3) 14	3,831

（注1）調査票の配布・回収を行うに当たっては、職員・調査員の間に、役割の差異はない。

（注2）「自計」とは、報告者が自ら調査票に記入・入力する方法。「他計」とは、調査事務従事者が報告者から聞き取って調査票に記入・入力する方法

（注3）調査票の記入に代わり、決算書類等の提出を受けて、地方農政局等で調査票に記入したもの。

② また、今回、Aグループのみに民間委託を導入し、Bグループは基本的に現状の方法を継続する（民間委託による調査に協力を得られる者を除く。図表1の注2を参照）ことが計画されているが、Aグループの回答状況はBグループよりも悪い状況が想定され、結果として、Bグループの傾向が強く表れる集計結果になることも懸念される。

③ 確かに、現在は、令和4年調査の際に選定された報告者が継続中であることから、今回の変更による影響を小さくできる可能性はある。

しかし、試行調査（結果については、別添3参照）における回収率が約50%（今回申請された調査票よりも簡易な調査票を使用）であったことも踏まえると、令和9年調査の際に予定されている次回の標本替えに当たり、今回の変更内容を維持した上で問題なく調査を継続できるかについて、早い段階から情報収集・検討が必要と考えられる。

（補足）営農類型別経営調査の報告者が、AグループとBグループに分かれている理由

営農類型別経営調査の報告者がAグループとBグループに分かれている理由について、農林水産省から聴取した結果は、以下のとおり。

本調査は、報告者負担の大きな調査であることから、報告者の選定・依頼の段階で断られることが多く、代替サンプルの選定・依頼も含め、多大な労力を要している。

そのため、選定の過程において、営農類型別経営調査と生産費調査の両方の調査対象候補となった方には、両調査の報告を依頼することで、報告者選定・依頼の事務の省力化を図っている。

つまり、AグループとBグループが発生するのは、報告者の選定・依頼の結果であり、両グループの間で、あらかじめ、属性の違いを設けて選定・依頼しているわけではない。

以上のような懸念等から、部会において、以下に掲げる論点などについて、議論していただきたいと考えている。

（論点）

ア 民間委託の導入

① 民間委託において、どのような範囲・事務内容を委託するのか。その際、民間委託業

者にはどのような指導を行うのか。

- ② 現在は、継続サンプルの期間中であるが、離農等により代替サンプルを選定する必要が生じたときは、誰が、どのような方法で、報告者を選定・依頼するのか。
- ③ 決算書類の写しが添付された場合、調査票への転記は民間事業者が行うのか。
- ④ 報告者への支援など、想定される民間事業者の対応はどのようなものか（報告者からの質問対応や記入指導、未回答者に対する督促方法、調査票提出後における疑義照会の方法を含む。）。
- ⑤ 報告者の8割程度について、他計により報告を得ている中で、基本的に報告者に変更がないとはいえ、郵送・自計報告で正確な報告を得ることは容易ではないのではないか。
- ⑥ Aグループについて、完全に民間委託とするのではなく、必要に応じて、職員・調査員が支援することを予定すべきではないか。
- ⑦ Bグループについても、協力が得られる報告者については、民間委託を導入しているが、いつ、その意向を確認するのか。契約手続の前段階で、その確認が終わっていないと、民間委託に係る報告者数が特定できないのではないか。
- ⑧ 現状においては、職員や調査員の尽力もあり、高い回収率が維持されていると認識しているが、本調査の目標精度はどれくらいで、民間委託後も調査精度を維持できるのか

イ オンライン調査について

- 現在、オンライン回答の方法として独自システム（民間事業者が行うセキュアファイル交換サービス）を用いているのは、決算書類の写し等を画像として添付することが念頭に置かれていたためであるが、e-Surveyには、現状その機能までは備わっていない。

そのため、e-Surveyを導入しても、e-Surveyを利用した回答とは別に、決算書類についてはこれまで同様独自システムを用いて提出を求めることになり、提出方法が分かれることになる。その結果、民間事業者が行う報告者のデータの突合やデータ入力に手間取ることも予想されるが、e-Surveyを導入するメリットは何か。

ウ 次回標本替えに向けて

- 令和9年調査の際に想定される標本替えについて、誰が、いつから、どのような手順で、報告者の選定・依頼を行うことを想定しているのか。

(2) 調査事項の変更

(変更内容)

① 調査事項の整理・削減

(審査状況)

ア 本調査は、経理状況について詳細な回答を求める調査であることから、従前から報告者負担の重い調査と認識されており、今回の変更計画立案の過程では、当初、調査事項の大幅な整理・削減を行うことが想定され、それを前提とした試行調査(試行調査の結果については、別添3参照)も実施された。

イ しかし、試行調査実施後の検討において、経営収支等の主要な項目の把握は継続しつつ、報告者の負担等を考慮するという基本的な方向性に変更はないものの、当初よりも小規模な整理・削減がなされることとなった(図表3-1及び3-2を参照。申請された調査事項の変更の詳細については、別添4を参照)。

図表3-1 試行調査の段階では、削除を想定していたものの、その後の検討により、継続して把握するとされた調査事項

調査票	調査事項
個人経営体調査票 法人経営体調査票 共通	<ul style="list-style-type: none"> 生産概況を把握する「稲、麦類等」、「畜産物」の詳細区分ごとの把握 例：現行調査票では小麦、二条大麦など5区分に分かれている麦類を、試行調査ではひとまとめにして把握 稲、麦類等の生産量、畜産物の販売頭羽数 7か月以上の常用雇用者の人数、労働時間 研修生の受入人数
個人経営体調査票	<ul style="list-style-type: none"> 専従者給与 農業に従事した家族の性別、年齢 65歳未満の常用雇用者数
法人経営体調査票	<ul style="list-style-type: none"> 農業以外の事業の実施の有無 男女別従事者数 農業生産関連事業に仕向けた「自家農畜産物」の金額

図表3-2 申請された主な変更内容

調査票	調査事項
個人経営体調査票 法人経営体調査票 共通	<ul style="list-style-type: none"> 貸付地の面積の削除 調査事項に回答を要するか否かを確認するための項目を追加(経営している田畑等の有無など) 果樹、野菜の作付面積・販売金額について、合計のみの把握から品目ごとの把握に変更 主要農業固定資産の状況 / 直接販売の状況 / 農業生産関連事業の詳細の削除
個人経営体調査票のみ	<ul style="list-style-type: none"> 指定品目に係る項目(収支に占める指定品目の割合、制度受取金・積立金等の額、労働の概要など)を代替^(注) 常用雇用者の労働時間等について、個人ごとの把握から合計での把握に変更 貸借対照表を作成していない経営体が回答する際の勘定科目の集約
法人経営体調査票のみ	<ul style="list-style-type: none"> 農業従事者数の年齢別、日数別把握の集約など労働時間の詳細把握の削減 出資者・出資金額の削除 農作業受託収入等の詳細把握の取りやめ

(注) 指定品目に係る項目の見直しについては、後記「(3) 集計事項の変更」において詳細に記載

ウ 本調査が報告者負担の重い調査であることに鑑み、統計審査官室としても、以前から、調査事項の整理・削減が必要という意見を示してきたところであり、今回、その方向での整理が進むことについては、否定するところではない。

しかし、

- ① これまで、調査事項の削減は、利活用上困難とされてきた姿勢（別添5参照）の変更になること、
- ② 試行調査の実施を含めた変更計画の立案過程において、調査事項の変更範囲が大きく見直され、結果として、削減規模が小さくなっていること、
- ③ 今回は、現状の報告者が継続する途中での変更であり、令和9年調査の際に予定されている標本入替え以降も持続可能な調査とするためには、今回の見直しは、暫定的なものと考えざるを得ないこと

などから、今回の見直しに当たっての考え方と将来的な見直しについて確認する必要があると考えている。

（論点）

① 今回の変更計画の立案過程（①試行調査実施段階、②試行調査実施後）において、調査事項の見直しについて、どのような考え方の変遷があったのか。

② 調査事項の見直しに当たり、調査現場の意見や利活用にどのように配慮したのか。

③ 現在は、令和4年調査の際に選定された報告者が継続中であることから、多数かつ詳細な調査事項についても、ある程度の回答が得られることも想定される。しかし、令和9年調査の際に予定されている標本替えにより、新たに報告者となる者については、現状の調査事項を自計で回答させることは困難と考えられる。

また、試行調査の段階では、本件申請以上の調査事項の削減が想定されたところである。

これらを勘案すると、報告者負担の軽減と利活用状況を踏まえ、調査事項について、今後、更なる整理が必要ではないか。

④ 公的統計基本計画では、民間委託による地方職員の労力軽減のほか、デジタルデータ活用による報告者の負担軽減についても検討することとされており、令和3年の諮問審議の際にも、経営管理ソフトの情報の取り込みなど、スマート農業技術の活用について説明されているが（別添5を参照）、その後、どのような検討状況か。

この取組については、以前から検討が続いていると認識しているが、実現するための支障は何なのか。実現の可能性はあるのか。

(変更内容)

- ② 個人経営体用調査票について、ロングフォーム・ショートフォームの統合
- ③ プレプリント事項の拡充

(審査状況)

ア ロングフォーム・ショートフォームの統合

(ア) 営農類型別経営調査のうち、個人経営体の調査票については、前回変更において、調査事項の継続的把握と、報告者負担及び事務負担の軽減を両立させるため、

- ・全ての調査事項について回答を求める調査票（詳細調査票。いわゆる「ロングフォーム」）
- ・基本的な項目のみ回答を求める調査票（基本調査票。いわゆる「ショートフォーム」）

の2種類が設けられた。

それぞれの報告者の範囲は、**図表4**のとおりであるが、この時の考え方は、農業を主として営んでおり、将来にわたって農業の担い手になると考えられる経営体については、詳細に回答を求めるということにあった。

図表4 ロングフォーム・ショートフォームの区分

調査票の区分	報告者の範囲
ロングフォーム	・ 自営農業に60日以上従事する65歳未満の世帯員（以下「65歳未満の農業従事世帯員」という。）がいる経営体〔 <u>主業経営体、準主業経営体</u> 〕 ・ 65歳未満の農業従事世帯員がいない経営体〔 <u>副業的経営体</u> 〕のうち、 <u>青色申告の経営体</u>
ショートフォーム	・ 65歳未満の農業従事世帯員がいない経営体〔 <u>副業的経営体</u> 〕のうち、 <u>白色申告の経営体</u>

(イ) ロングフォーム・ショートフォームを設けた後の令和4年調査及び令和5年調査においては、職員又は調査員が調査票を配布する際に、報告者の経営状況等を確認し、調査票を配り分けていたが、調査期間内で主副業の変更により適切に把握できない事例があったことに加え、調査事務を民間委託すること等に伴いより効率的な調査とする必要があった。

そのため、農林水産省は、調査票を統合して、ロングフォームとショートフォームの配り分けを取りやめるとともに、**図表5**のとおり、調査事項ごとに報告者の範囲を変えることで、調査票の統合後も、ロングフォーム・ショートフォームの効力を残すことを計画している（調査票ごとの構成の変更は別添4を参照）。

図表5 個人経営体調査票における構成の変更

調査時事項の区分	現行		変更案 (調査票の統合)
	ショートフォーム	ロングフォーム	
経営体の現況	○	○	○
損益計算書	○	○	○
貸借対照表	—	○	● (現行のロングフォーム対象者のみ回答)

調査時事項の区分	現行		変更案 (調査票の統合)
	ショートフォーム	ロングフォーム	
事業収支の概要	○	○	○
投資と資金調達の状況	—	○	● (現行のロングフォーム対象者のみ回答)
主要農業固定資産の状況	—	○	—
土地面積	○	○	○ (「経営体の現況」に移動)
生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入	○	○	○
制度受取金・積立金等	○	○	○
労働の概要	○	○	○
指定品目に係る労働の概要	—	○	—
農業生産関連事業の収支	—	○	—

(ウ) これについては、

- ・ 民間委託に係る業務の効率化、
- ・ 調査票の統合後においても、ロングフォーム・ショートフォームの効果が残ること、
- ・ 調査票の冒頭において、報告者の属性別に記入が必要な部分について案内するとともに、調査項目の区分ごとにも記入範囲の案内を行う（農林業センサスでも同様の方法を採用）こと

から、特段の異論はないが、ロングフォーム・ショートフォームを設けて数年しか経っていない中、統合する背景・必要性については、確認しておきたい。

イ プレプリントの拡大

本調査については、基本的に同一の報告者に5年間継続して回答を求めることから、現状においても、前年の調査に回答した報告者に対しては、固定資産、土地の面積など前年からの変動が少ないと見込まれる事項をプレプリントした調査票を配布している。

しかし、報告者へのヒアリングを行った際の要望として、「前年値のプレプリント」があったことから、調査票の変更案では、経営体の現況を把握する項目を除く全ての項目について、例えば、**図表6**のとおり、前年実績値をプレプリントする欄と今回の数値を記載する欄を併記することを計画している。

図表6 プレプリントに係る変更後の調査票イメージ

1-2 期末（12月31日）時点の土地の状況についてお伺いします。

経営している田～採草放牧地がありますか。

はい → 本年欄に記入してください。 いいえ → 【2】へお進みください。

土地の状況を記入してください。貸している面積は含みません。

プレプリントする部分

区 分	前 年		本 年			
	経営面積 (a)	うち借入地 (a)	経営面積		うち借入地	
			ha	a	ha	a
田						
畑 (樹園地、牧草地を除く。)						
樹 園 地 (茶の植栽面積を含む。)						
牧 草 地						
採草放牧地						

これについては、本調査が負担の大きな調査であるとともに、図表2のとおり、これまで、回答の大半が、他計方式（聞き取りによる調査票の作成）により得られていることを踏まえ、今後、自計方式を中心とするに当たり、一層の記入支援と負担軽減に資する対応が必要であり、プレプリントの拡大は否定しない。

ただ、プレプリントを受けた報告者の対応に懸念があるため、以下の事項について確認しておきたい。

(論点)

ア ロングフォーム・ショートフォームの統合

- 令和4年調査から、ロングフォーム・ショートフォーム方式を導入したのに、報告者が継続する期間（5年間）が経過する前に、様式統合する理由・必要性は何か。

イ プレプリントの拡大

- 多くの項目においてプレプリントと同じ回答がなされた場合、電話による疑義照会だけでは確認が難しいと考えられるが、具体的に、どのような対応を想定しているのか。

(3) 集計事項の変更

(変更内容)

○ 指定品目の集計について、品目に純化した集計から、単一経営の経営体の集計に変更

(審査状況)

ア 個人経営体を対象にする営農類型別経営調査のうち、詳細調査票にあつては、これまで、経営体全体の経理情報について回答を求めるとともに、農林水産省が報告者ごとにあらかじめ指定した果樹や野菜等（指定品目^(注)）に係る金額の割合などについても回答を求め、その結果を用いて、指定品目に純化した経営データを集計していた。

しかし、今回、勘定科目ごとの指定品目に係る金額割合の回答を取りやめるなどして、単一経営の経営体としての集計に変更する計画である（**図表7**を参照。また、調査票の変更イメージについては、**別添6**を参照）。

(注) 畑作、果樹、露地・施設野菜、施設花きのうち、農林水産省があらかじめ指定する品目。本調査の集計上は「部門」とされている。

図表7 指定品目の把握の見直し

	現行	変更後
調査実施上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省があらかじめ報告者ごとに指定品目（1品目）を設定 報告者は、指定品目について、収入のうち棚卸高や経費のうち種苗費、肥料費等に占める品目の割合、作付延べ面積や、生産量、労働の概要等を回答 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省は、事前の品目指定は行わず、報告者は、勘定科目ごとの指定品目の割合の記入が不要になる。 一方で、販売金額の多い順に複数品目の作付面積、販売額を新たに回答 一つの品目の販売額が経営体の農産物販売額の8割以上を占めている経営体については、当該品目の単一経営とみなす
集計内容	<ul style="list-style-type: none"> 指定された品目ごとに、当該品目に係る、作付延べ面積、生産量、粗収益、経営費、労働時間等を集計 	<ul style="list-style-type: none"> 単一経営の経営体に係る作付延べ面積、粗収益、経営費、労働時間等を集計
留意点	—	<ul style="list-style-type: none"> 単一経営の経営体の情報には、販売金額の8割以上を占める品目以外のデータも含まれるが、集計に当たって、それは除外されない。 そのため、たとえば、「露地きゅうり作の単一経営」の集計結果には、露地きゅうり以外の収支データが混ざることになる。販売金額（収入）については、2割未満のウェイトだが、費用部分（支出）のウェイトが同様に2割未満になるとは限らない。

イ 今回の変更について、農林水産省は、

① これまで、収入や経費に係る経営体全体の金額に対する割合、生産概況や労働の概要な

どの項目（項目数は40）ごとに、指定品目に係る回答を求めており、報告者負担が大きかったこと、

- ② これまでは、調査協力への依頼時（5年間の初年）に職員又は調査員が訪問した際に、栽培状況を確認し、そのタイミングで指定品目を決定し、報告を求めつつ、その後も、毎年、調査票配布時に、指定品目の作付が継続しているかについて確認するなど事務負担が大きかったことを理由としている。

ウ これについて、報告者負担の軽減という観点や、民間委託にかかる制約を踏まえたものでやむを得ないと思われるところもある。

しかし、集計される結果について、同じ品目別集計であっても、内容が異なり、接続しないことから、以下の論点について確認が必要と考える。

（論点）

ア 現状の集計について

- 現状の調査では、経営体ごとに指定品目の販売額割合が異なる（指定品目の販売額が8割以上の経営体もあれば、わずかな経営体も有り得る）ことが想定されるが、それらを集計した結果で、何を表わそうとしているのか。

イ 変更内容について

- ① 現在の報告者は、品目別の単一経営の経営体の集計を行うことを前提とした選定になっていないと史料される。今回の変更により、単一経営の経営体の集計をするに当たり、品目別に集計に耐えられる数のサンプルが確保できるのか。

品目によっては、集計事項一覧に記載していても、結果として、表章できないものが出てくるのではないか。

- ② 現在の集計は、指定品目に純化した結果と認識している。しかし、今回新たに集計する単一経営の経営体の情報には、8割以上の販売金額を占める品目以外のデータも含まれ、集計に当たっては、それらのデータも除かれないと認識している。

また、単一経営の定義上、販売金額においては、他の品目は、2割未満であっても、費用の金額も2割未満である保証はない。

したがって、同じ品目別集計であっても、変更前後の集計は、相互に異なる内容のものであり、単純な比較ができないと考える。利活用において、どのような説明を予定しているのか。

ウ 次回標本替え時の対応

- 次回調査における標本選定に当たり、単一経営の経営体の確保について、どのように考えているのか。

(イ) 調査時期の変更理由について、農林水産省は、民間委託を導入するに当たり、全体経費を抑制しつつ、できるだけ手厚い対応（コールセンターの設置と民間調査員の配置を含む。）ができるようにするためには、調査事務の発生時期を集中させる必要があるとしている。

(ウ) これについては、民間委託化を前提とした変更であり、限られた予算の中で効率的・集中的に調査事務を実施するという方向性については理解できる。

しかし、今回申請された調査票よりも簡易な調査票で実施された試行調査における回収率は全体として50%程度であり、提出された調査票についても、相当な補記・訂正が必要な状況であったことを踏まえると、今回の変更により、民間委託による郵送が導入される中であって、

- ・未回答への督促
- ・提出された調査票に関する疑義照会及び調査票の補正作業
- ・決算書類が提出された場合の転記作業

等に係る業務が相当量発生することが想定され、6月末までに農林水産省に調査データを納品できるとは考えにくく、スケジュールどおり進めるためには、相当な事前準備が必要と考えられる。

イ 公表時期の変更

(ア) 集計結果のうち、速報に相当する「概要」について、現行計画においては、把握対象年の翌年12月に公表しているところ、調査時期の変更に合わせて、把握対象年の翌年10月に早期化することを計画している。

概要の公表時期については、前回の変更前まで、把握対象年の翌年10月であったが、継続的に公表遅延が生じていたことと、集計に関する業務量を勘案し、現実的なスケジュールとして、12月に繰り下げた経緯がある。

これに対し、農林水産省は、公表時期を以前の時期に戻すことについて、

- ① 公表早期化の要望が改めて強くなってきていること、
- ② 民間事業者において委託作業を効率的に行い、作業が終了した調査票から順次本省に提出させるほか、地方農政局においても報告者の大部分を外部委託することで必要な作業日数を減らすことが可能となることから、本省への提出を1か月前倒しできる見込みであること

によるためと説明している。

(イ) これについては、公表早期化の方針は尊重すべきところであるが、調査全体のスケジュールに懸念がある中、前回の変更時に、公表の実態や集計の作業量を勘案して現実的な対応として、2か月繰り下げたものを（前回の変更時に示されたスケジュールについては、別添7を参照）、今回の民間委託化により、元に戻せるという想定にも懸念が強く、営農類型別経営調査について、無理をして早期化しなければならない喫緊の必要性についても確認することが必要と考える。

(論点)

ア 全般

- 今回の申請手続が、仮に、本年4月下旬に終了した場合、その後における民間委託の手続開始から結果公表に至るまでの具体的なスケジュール^(注)を示されたい。

(注) 調査の実施準備(離農に伴う追加選定、調査票のプレプリントを含む)、調査の実施、集計作業を含む。

イ 調査時期の変更

- 従前と同じ報告者であっても、調査票が変更され、民間委託(基本的には自計報告^(注))が導入されることで、受託事業者における督促・疑義照会に必要な時間と労力が必要になると考える。回収率と精度を確保した調査データを6月に納品させるために、どのような対策を講じるのか。

(注) 報告者自らが調査票に記入する方法。
調査事務従事者が聞き取りにより調査票を記入する「他計報告」と異なる。

ウ 公表時期の変更

- 公表時期の早期化の要望は、具体的にはどのようなものか。10月に公表しないと利活用に具体の支障が生じるのか。

3 過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況

本調査については、過去の答申（平成30年11月22日付け統計委第13号）において、以下の検討課題が指摘されている。

○ 調査結果の推計方法の妥当性の検証・検討

（課題の要旨）

- 令和元年調査から個人経営体・法人経営体別の集計に加え、農業経営体全体の結果を新たに推計するということが計画されており、その方法として、農林業センサスの結果をベンチマークとしつつ、中間年を延長していく手法が想定されていた。
- しかし、個人経営体の減少、法人経営体の増加という農業経営体の構造変化が経年的に進行する中、一定の構造に固定して5年間推計した結果、ベンチマーク更新時に断層が生じる懸念がある。
- ついては、ベンチマーク更新時に、推計方法の妥当性等について、検証・検討する必要がある。

（審査状況）

農業経営体全体の集計は、令和元年調査の結果から行われているが、そのときは、2020年農林業センサス（概数値）を1年前倒してベンチマークに採用して行われた。

その後、令和2年調査以降についても、2020年農林業センサスをベンチマークとして実施されており、答申の課題が示されてから、ベンチマークの変更は行われていない。

そのため、この集計に関する初回のベンチマーク更新は、2025年農林業センサス実施後であることから、その際に検証することとし、課題を引き継ぐこととする。

なお、前回諮問時（令和3年度）時においても、同様の対応が行われている。

（論点）

特になし

ロングフォーム・ショートフォーム形式を導入した背景

(注) この資料は、ロングフォーム・ショートフォームを導入した背景を説明する資料として、当時の農林水産省の説明資料（第105回産業統計部会（令和3年諮問時の部会審議（令和3年5月19日））資料3）を抜粋したものです。

なお、当初は、主業経営体、準主業経営体のみをロングフォームの対象にしていたましたが、その後の部会審議により、青色申告をしている副業的経営体もロングフォームの対象になりました。

(論点)

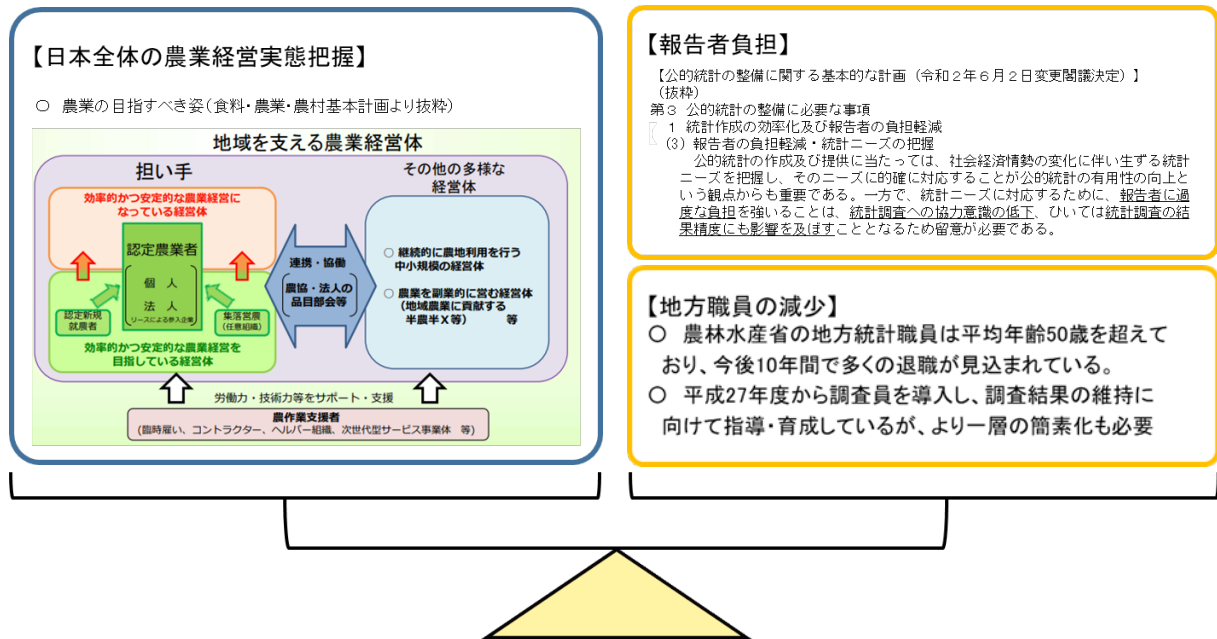
1-1. 主業経営体及び準主業経営体に重点化することとした背景・必要性は何か。

(回答)

農業経営統計調査(経営統計調査)の重点化の背景

日本の農業は多様な経営体によって支えられている。
このような中で経営統計調査は、水田作、畑作等、営農類型別に農業経営の実態を把握することにより、農業政策のEBPMIに資することが求められている。

一方で、報告者の負担軽減や定年退職者が急増する地方統計組織の実態への適切な対応も求められている。



統計の利活用と報告者負担や統計リソースとのバランスを考慮する必要

1 国の機関が実施する統計調査（公的統計の作成）については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、報告者（調査対象経営体）の負担軽減が規定されているところ。

このような中、経営統計調査については内容が詳細で、調査対象経営体の負担が非常に大きい調査となっており、個人経営体の高齢化が進む中、今後の調査継続のためには報告者の負担軽減は喫緊の課題となっている。

2 他方、農林水産省の地方統計職員については、直近10年間で職員数が半減するとともに、平均年齢は50歳を超え今後10年間で多くの退職が見込まれている。このため、調査員による調査を推進しているものの、調査結果の審査・集計は職員によらざるを得ないことから、これら調査担当者の負担軽減を図ることも必要である状況にある。

3 経営統計調査は、農業政策のEBPMに資することが求められているものの、上記の課題に対応するためには、統計の利活用と報告者負担や統計リソースとのバランスを考慮し見直しを行っていく必要があるところである。

4 一方、我が国の農業を支えているのは、経営規模や年齢などが多様な経営体であるが、食料・農業・農村基本計画における「効率的かつ安定的な農業経営」を実現する「担い手」が我が国農業の大宗を占めるよう、農林水産省としても、将来に向けて、我が国の農業の「担い手」となる経営体に対する各種施策を実施しているところである。

従って、本調査の実施に当たっても、それら「担い手」に相当する経営体の情報を重点的に把握する優先度が高くなっている。

この「担い手」については、広義・柔軟な概念であり、所得や規模などの数値を用いた定義がされていないところであるが、近似する概念として、農林業センサスで定義する「主・副業分類」による「主業経営体」及び「準主業経営体」とすることとした。

なお、「主・副業分類」は、「農業の担い手の確保と農業所得への依存度の程度の組み合わせ」によって区分されているところであり、自営農業に年間60日以上従事する65歳未満の者の有無により「主業・準主業経営体」と「副業的経営体」に区分されているが、年間60日以上としているのは、60日の農業労働の投下により1人の最低生活ができるという過去の調査結果に基づく考えである。(下図参照)

「自営農業に年間60日以上従事」に係る最低生活の検証

【試算】
 自営農業60日について、例えば、日本全国で作付けされている米でみると、**①農業労働60日に相当する作付面積規模(1.0~3.0ha)の所得は②67.7万円。**
 「2018年(平成30年)農家の家計実態調査(家の光協会)」における1人当たり家計費の113万円(1戸当たりの家計費(租税含む)358万円÷世帯員数3.18人)に対し、**②は過半(60%)を賄う。**
所得67.7万円/年⇒家計費の60%

【米生産費における60日当たり所得】

	0.5ha未満	0.5~1.0ha	平均	1.0~3.0ha	
				1.0~2.0ha	2.0~3.0ha
作付面積① a	35.8	71.5	a 191.8	142.3	241.3
労働日数換算② 日	21	30	62	48	76
10a当たり労働時間③ 時間	45.89	34.11	25.99	26.78	25.19
10a当たり所得 円	△ 8,091	△ 325	33,688	25,997	41,378
1日当たり所得④ 円	-	-	11,287	8,269	14,305
60日当たり所得⑤ 円			b 677,220		

注：平成30年産米生産費から作成
 所得は、経営所得安定対策等の受取金を含む。
 労働日数換算②は、作付面積①×10a当たり労働時間③、60日当たり所得は1日当たり所得×60日

調査対象年と調査実施年の関係

	調査名の区分	把握対象年	調査実施年
	令和3年調査	基本的に、令和3年の1年間	令和4年
前回変更 標本入替	令和4年調査	基本的に、令和4年の1年間	令和5年
	令和5年調査	基本的に、令和5年の1年間	令和6年
今回変更	令和6年調査	基本的に、令和6年の1年間	令和7年
	令和7年調査	基本的に、令和7年の1年間	令和8年
	令和8年調査	基本的に、令和8年の1年間	令和9年
次回標本入替	令和9年調査	基本的に、令和9年の1年間	令和10年

基本的に5年間継続

※審査メモでは、把握対象年を基準に「令和●年調査」と表記

逆引き事典から探す

組織別から探す

キーワードから探す Google 提供

検索

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

ホーム > 統計情報 > 分野別分類/農家の所得や生産コスト、農産物出額など > 農業経営統計調査 > 農業経営統計調査（営農類型別経営統計）試行調査

農業経営統計調査（営農類型別経営統計）試行調査

令和5年7月

1.調査の目的

農業経営統計調査（基幹統計調査）のうち営農類型別経営統計に係る調査について、郵送調査により報告者が調査票に記入する方法を民間事業者に委託して実施することを検討するため、調査準備から実査に至る一連の過程を試行的に実施し、調査手法、調査票の設計の適切さなどについて検証し、調査計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2.実施状況

(1) 調査の対象

全国の農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体

ア 個人経営体

世帯による事業を行う経営体のうち法人格を有しない経営体

イ 法人経営体

世帯による事業を行う経営体のうち法人格を有する経営体、農事組合法人及び会社組織による経営体

(2) 標本選定方法

個人経営体及び水田作（集落営農）以外の法人経営体については、2020年農林業センサスにより集められた情報を母集団とし、法人経営体の水田作（集落営農）については、令和2年集落営農実態調査により集められた情報を母集団とし、営農類型別（注）及び農業経営体の種類（個人経営体及び法人経営体）ごとに母集団リストを作成した上で、層化無作為抽出により個人経営体は420経営体、法人経営体は450経営体を抽出

（注）営農類型の分類は営農類型別経営統計に準ずる

(3) 調査実施期間

令和5年2月10日～令和5年3月11日

(4) 調査対象期間

ア 個人経営体

令和4年1月1日から同年12月31日までの1年間（同期間での記入が困難な場合は、令和3年1月1日から同年12月31日までの1年間）

イ 法人経営体

令和4年1月1日から同年12月31日までに迎えた決算日前1年間（同期間での記入が困難な場合は、直近の決算期間）

(5) 調査体制

農林水産省－民間事業者－調査対象

(6) 調査方法

民間事業者が、調査対象に調査票を郵送で配布し、郵送回収する自計調査の方法により実施

3.調査の法的根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査として実施

4.調査の結果

(1) 調査票回収率

調査票の回収率は49.1%（個人経営体：44.3%、法人経営体：53.6%）となった。

表1 調査票回収数と回収率

単位:経営体

区 分	合計			個人経営体			法人経営体		
	対象数	回収数	回収率 (%)	対象数	回収数	回収率 (%)	対象数	回収数	回収率 (%)
合 計	870	427	49.1	420	186	44.3	450	241	53.6
1 水田作経営	90	56	62.2	30	17	56.7	60	39	65.0
2 畑作経営	60	33	55.0	30	12	40.0	30	21	70.0
3 露地野菜作経営	60	33	55.0	30	21	70.0	30	12	40.0
4 施設野菜作経営	60	29	48.3	30	11	36.7	30	18	60.0
5 果樹作経営	60	30	50.0	30	14	46.7	30	16	53.3
6 露地花き作経営	60	31	51.7	30	15	50.0	30	16	53.3
7 施設花き作経営	60	30	50.0	30	15	50.0	30	15	50.0
8 酪農経営	60	21	35.0	30	7	23.3	30	14	46.7
9 繁殖牛経営	60	29	48.3	30	13	43.3	30	16	53.3
10 肥育牛経営	60	27	45.0	30	12	40.0	30	15	50.0
11 養豚経営	60	20	33.3	30	11	36.7	30	9	30.0
12 採卵養鶏経営	60	29	48.3	30	13	43.3	30	16	53.3
13 プロイラー養鶏経営	60	28	46.7	30	10	33.3	30	18	60.0
14 その他経営	60	31	51.7	30	15	50.0	30	16	53.3

(2) 調査項目の記入状況

調査項目ごとの回答率、誤回答率は次のとおりであった。

なお、本調査では回答に対する審査を実施していないことから、該当の有無が判断できないものについては、「回答なし」として集計した。

また、記入漏れなどの補完が一部でも必要な場合は「誤回答」として集計した。

表2 調査票回答率、誤回答率（個人経営体）

単位:経営体

調査項目	回答数	回答率 ^(注1) (%)	誤回答数	誤回答率 ^(注1) (%)
1 現況	183	98.4	40	21.5
2 損益計算書 ^(注2)	171	91.9	66	35.5
3 貸借対照表 ^(注2)	61	32.8	17	9.1
4 事業収支 ^(注2)	127	68.3	18	9.7
5 投資と資金調達の状況	60	32.3	19	10.2
6 経営耕地	142	76.3	-	- ^(注3)
7 労働の概要	168	90.3	102	54.8
8 生産概況	158	84.9	68	36.6
9 制度受取金・積立金等	96	51.6	-	- ^(注3)

注1:回収数186に占める割合である。

2:損益計算書、貸借対照表及び事業収支の回答数には、資料の提出を含む。

3:経営耕地及び制度受取金・積立金等は誤回答の有無の判断ができないことによる。

表3 調査票回答率、誤回答率（法人経営体）

単位:経営体

調査項目	回答数	回答率 ^(注1) (%)	誤回答数	誤回答率 ^(注1) (%)
1 現況	237	98.3	54	22.4
2 貸借対照表 ^(注2)	235	97.5	133	55.2
3 投資と資金調達の状況	155	64.3	45	18.7
4 経営耕地	151	62.7	-	- ^(注3)
5 損益計算書 ^(注2)	234	97.1	196	81.3
6 事業経費 ^(注2)	224	92.9	100	41.5
7 労働の概要、給与の状況	219	90.9	103	42.7
8 生産概況	204	84.6	112	46.5
9 制度受取金・積立金等	143	59.3	-	- ^(注3)

注1:回収数241に占める割合である。

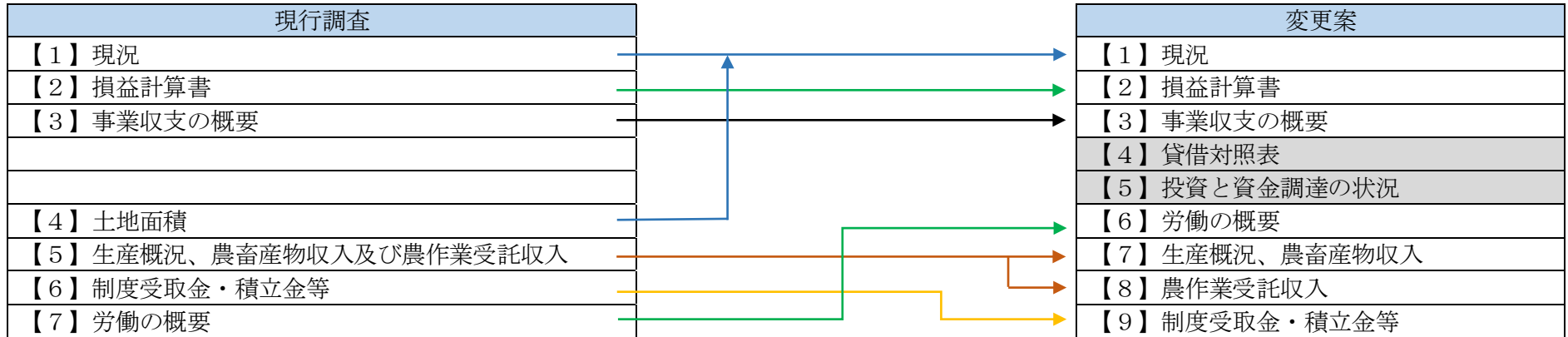
2:貸借対照表、損益計算書及び事業経費の回答数には、資料の提出を含む。

3:経営耕地及び制度受取金・積立金等は誤回答の有無の判断ができないことによる。

調査票の構成及び内容の変更

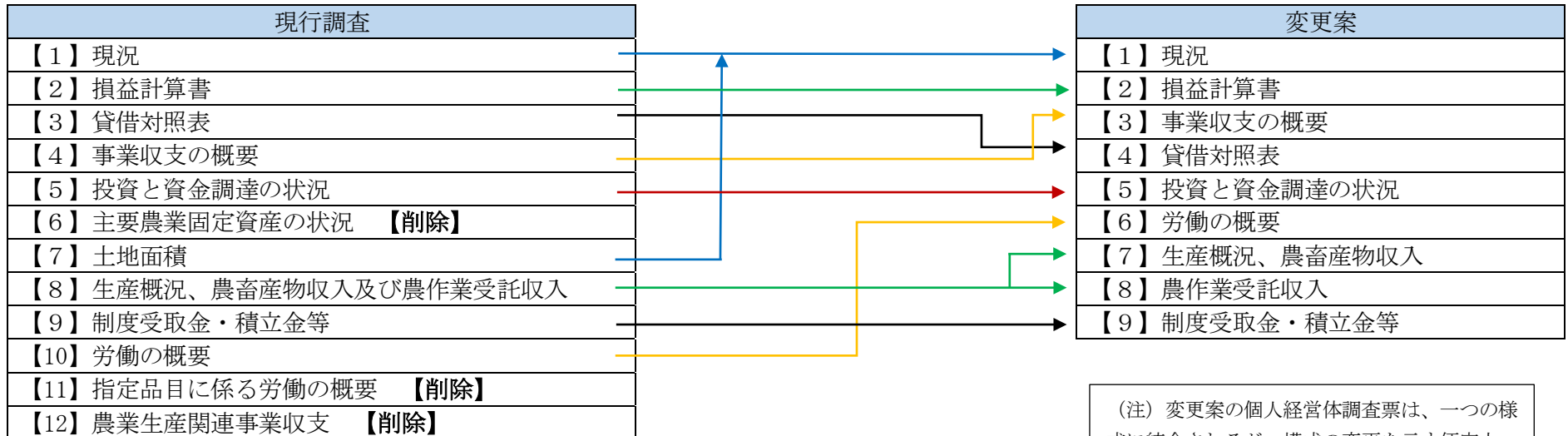
1 個人経営体

1-1 個人経営体用（基本調査）調査票からの構成の変更



(注) 変更案の網掛部分はロングフォーム対象者のみ回答

1-2 個人経営体用（詳細調査）調査票からの構成の変更



(注) 変更案の個人経営体調査票は、一つの様式に統合されるが、構成の変更を示す便宜上、基本調査、詳細調査それぞれに記載している。

1-3 個人経営体用（詳細調査）調査内容の変更

※「調査票のページ」のうち、「現行」には現行の個人経営体調査票（詳細調査）におけるページ数、「変更後」は変更案の個人経営体用調査票のページ数を記載している。

なお、例えば、「【2】損益計算書」などにおいて、記入欄の大きな区分は引き続き残しつつ、その中の一部項目が削除される場合は、削除後の表のページ数をカッコ書きで記載している。

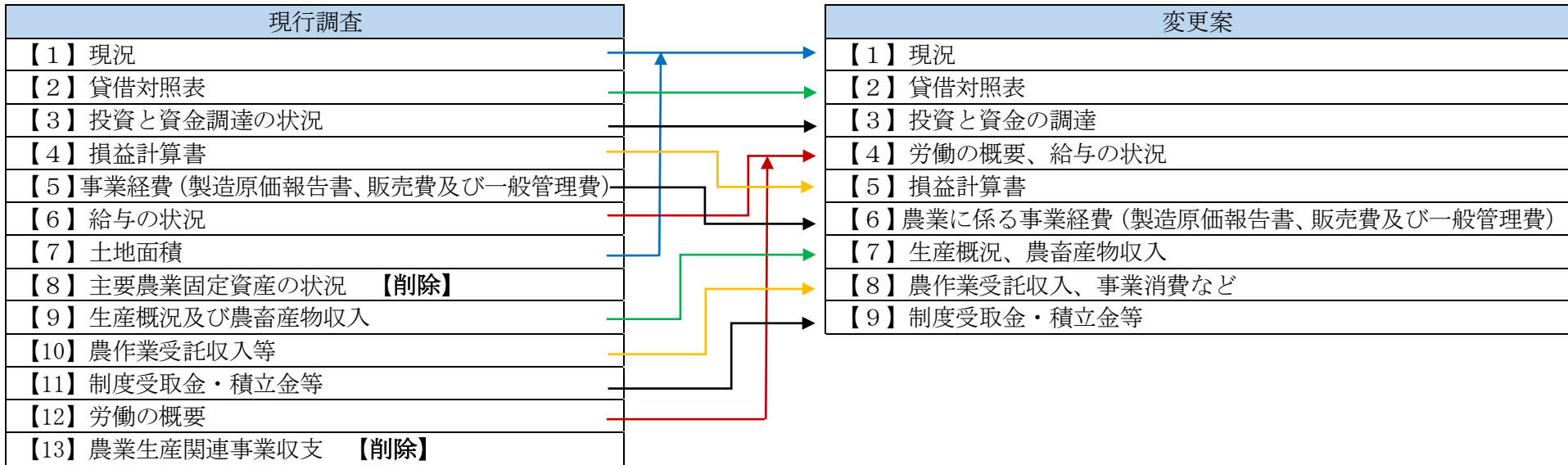
現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更内容			変更理由
	現行	変更後		追加	変更	削除	
【1】現況	—	3	主業経営体、準主業経営体、副業経営体を判定するための項目	○			時系列比較を可能とするため
	3	9	農業研修生の受入状況（変更後【6】に移動）		○		従事者・労働時間と関連する内容であるため
	3	—	直接販売の実施の有無			○	報告者の記入負担軽減のため なお、直接販売を行っている経営体の状況は、農林業センサスにより把握可能
	3	—	農業生産関連事業の実施の有無			○	報告者の記入負担軽減のため なお、農業生産関連事業を行っている経営体の状況は、6次産業化総合調査により把握可能
【2】損益計算書	—	4	調査票記入に代わる決算書類等の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	4、5	4	国税庁の決算書様式の勘定科目に合わせた様式		○		報告者の記入負担軽減のため
	4、5	(4)	一部勘定科目に占める指定品目の収入・支出割合			○	報告者の記入負担軽減のため なお、指定品目に係る把握方法を変更
	4、5	(4)	勘定科目の一部（収入・経費の小計欄、合計欄、貸倒引当金）			○	報告者の記入負担軽減のため なお、経費の小計、合計は他の報告事項から計算可能。また、貸倒引当金については、施策上の利活用等に影響はない
	—	5	飼料費から控除した配合飼料価格安定制度の補てん金額	○			変更後の【9】において、制度受取金・積立金等の合計での記入も可とすることにより、内訳が記載されない可能性があるため
【3】貸借対照表	—	6	貸借対照表の作成状況	○			貸借対照表の作成の有無により記載箇所が変わるため
	—	6	調査票記入に代わる貸借対照表の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	7	(7)	（貸借対照表を作成していない場合）必須の勘定科目の内訳に該当する勘定科目			○	報告者の記入負担軽減のため
【4】事業収支の概要	—	5	調査票記入に代わる税務申告書類の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	8	(5)	勘定科目の一部（収入金額計、所得金額計、経費）			○	計算可能なため
【5】投資と資金調	—	8	設備投資や借入の有無	○			未記入防止及び調査票提出後の照会

現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更理由		
	現行	変更後		追加	変更	削除
達の状況						負担軽減のため
【6】主要農業固定資産の状況	9	—	建物・構築物の状況			○ ガラス室及びハウスの面積については農林業センサスにより把握可能 また、その他の固定資産については施策上の利活用等に影響はない
【7】土地面積	9	3	(変更後【1】に移動)		○	現況と同じ並びにすることにより記入しやすくするため
	—	3	経営している田畑等の有無	○		未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
	9	—	貸付地面積			○ 報告者の記入負担軽減のため なお、貸付地面積は、農林業センサスにより把握可能
【8】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入	—	11	調査票記入に代わる生産概況を整理した資料の提出の意向確認	○		報告者の記入負担軽減のため
	10、11	10～15	農産物（耕種）の表（①稲、麦類等、②野菜、③果樹、④花きの表に整理）		○	報告者が記入しやすいようにするため
	11	(11)	農産物の販売数量			○ 報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	10、11	(10～13)	茶・果樹の成園面積			○ 報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	10、11	12、13	野菜、果樹の品目コード、品目（区分総額の報告から、販売金額が大きい品目から順に品目ごとに記載）		○	報告者が記入しやすいようにするため また、指定品目に係る把握に代えて品目を主として生産する経営体の集計を可能とするため
	10、11	14、15	花きの内訳である切り花、鉢物の区分（区分を統合）		○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	11	—	指定品目に係る作付延べ（結果樹）面積、生産量、販売金額			○ 報告者の記入負担軽減のため なお、指定品目に係る把握方法を変更
	12	—	直接販売の金額、販売金額に占める割合、販路別金額割合			○ 施策上の利活用に影響がないため なお、直接販売の出荷先別経営体数は、農林業センサスにより把握可能
13	16	農作業受託収入（【8】から独立）		○	記入漏れを防ぐために区分を設けるため	

現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更理由			
	現行	変更後		追加	変更	削除	
	—	16	農作業受託収入の有無	○			報告者の記入負担軽減のため
	13	—	農業受託収入の作業内容			○	報告者の記入負担軽減のため
【9】制度受取金・積立金等	—	16	制度受取金・積立金等の有無	○			未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
	—	17	調査票記入に代わる制度受取金・積立金等を整理した資料の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	—	17	該当のあった制度へのチェック欄	○			報告者の記入負担軽減のため
	—	17	「上記以外の制度受取金」欄、合計欄	○			報告者の記入負担軽減のため
	15	—	指定品目に係る制度受取金・積立金等の額、合計に占める割合			○	報告者の記入負担軽減のため
	15	—	指定品目に係る制度受取金・積立金等の額、合計に占める割合			○	報告者の記入負担軽減のため
【10】労働の概要	—	8	調査票記入に代わる従事者数及び農業労働時間を整理した資料の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	16	8、9	家族と常用雇用者の記入欄（分離）		○		報告者が記入しやすいようにするため
	16	8	事業に従事した家族、常用雇用者の人数（人別の把握から総数の把握に変更）		○		報告者の記入負担軽減のため
	16	9	農業に従事した常用雇用者の人数（人別の把握から属性ごとの総数の把握に変更）		○		報告者の記入負担軽減のため
	16	9	農業に従事した常用雇用者の労働時間（人別の把握から延べ時間の把握に変更）		○		報告者の記入負担軽減のため
	16	9	農業に従事した臨時雇用者の人数、農業労働時間（男女別の把握から総数の把握に変更）		○		施策上の利活用に影響がないため
	16	—	農作業受託労働時間、農業生産関連事業労働時間			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
【11】指定品目に係る労働の概要	17	—	家族・雇用者別労働時間、作業別労働時間			○	報告者の記入負担軽減のため
【12】農業生産関連事業収支	18	—	農業生産関連事業の収入金額、支出金額			○	報告者の記入負担軽減のため なお、農業生産関連事業を行っている経営体数及び売上規模別経営体数は農林業センサス、農業生産関連事業の状況については6次産業化総合調査により把握可能

2 法人経営体

2-1 法人経営体調査票からの構成の変更



2-2 法人経営体用調査票の変更

※「調査票のページ」のうち、「現行」には現行の法人経営体調査票におけるページ数、「変更後」は変更案の法人経営体用調査票のページ数を記載している。なお、例えば、「【2】貸借対照表」などにおいて、記入欄の大きな区分は引き続き残しつつ、その中の一部事項が削除される場合は、削除後の表のページ数をカッコ書きで記載している。

現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更理由			
	現行	変更後		追加	変更	削除	
【1】現況	3	6	農業研修生の受入状況（変更後【4】に移動）		○		従事者・労働時間に関連する内容であるため
	3	—	法人化した年次			○	報告者の記入負担軽減のため
	3	—	経営主の性別			○	報告者の記入負担軽減のため なお、経営主の性別は、農林業センサスにより把握可能
【2】貸借対照表	—	4	調査票記入に代わる貸借対照表の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	4、5	(4)	勘定科目の一部（有価証券、その他の流動資産、その他の有形固定資産、その他の固定負債）			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	—	4	勘定科目の一部（減価償却累計額）	○			貸借対照表に係る一般的な勘定科目を追加することにより転記しやすくするため
	5	—	純資産			○	報告者の記入負担軽減のため なお、純資産の内訳の削除については、施策上の利活用等に影響はない。また、純資産計については、継続把握する項目からの差引で把握可能
【3】投資と資金調達の状況	—	5	設備投資や資金調達の有無	○			未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
	6	—	出資者数、出資金額			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
【4】損益計算書	—	8	調査票記入に代わる損益計算書の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	7	(8)	当期製品製造原価に占める農業割合			○	変更後の【6】から把握可能なため
	—	8	事業経費の整理方法の確認	○			整理状況に応じて変更後の【6】における適切な記載箇所に誘導するため
【5】事業経費	8、9	9～11	事業経費の整理方法に応じて回答欄を整理		○		記入しやすいようにするため
	8	3	法人の事業内容（変更後【1】に移動）		○		現況と同じ並びにすることにより記入しやすくするため
	—	9、10	調査票記入に代わる決算の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	9	(11)	勘定科目の一部（交際費）			○	令和元年以前の調査事項と接続を図るため設けていたが、一定の年数が経過したため
【6】給与の状況	10	7	（変更後【4】に移動）		○		従事者・労働時間に関連する内容であるため
	10	7	給与支給額（男女別の把握から総数の把握に変更）		○		報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	10	—	有給役員の平均年齢			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない

現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更理由			
	現行	変更後		追加	変更	削除	
【7】土地面積	10	3	(変更後【1】に移動)		○		現況と同じ並びにすることにより記入しやすくするため
	—	3	経営している田畑等の有無	○			未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減
	10	—	貸付地面積			○	報告者の記入負担軽減 なお、貸付地面積は、農林業センサスにより把握可能
【8】主要農業固定資産の状況	11	—	建物・構築物の状況			○	ガラス室及びハウスの面積については農林業センサスにより把握可能 また、その他の固定資産については施策上の利活用等に影響はない
【9】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入	—	13	調査票記入に代わる生産概況を整理した資料の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	12、13	12～17	農産物（耕種）の表（①稲、麦類等、②野菜、③果樹、④花きの表に整理）		○		報告者が記入しやすいようにするため
	13	(13)	農産物の販売数量			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	13	(12～15)	茶・果樹の成園面積			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	12、13	14、15	野菜、果樹の品目コード、品目（区分総額の報告から、販売金額が大きい品目から順に品目ごとに記載）		○		報告者が記入しやすいようにするため
	12、13	16、17	花きの内訳である切り花、鉢物の区分（区分を統合）		○		報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	14、15	—	直接販売の金額、販売金額に占める割合、販路別金額割合			○	施策上の利活用に影響がないため なお、直接販売の出荷先別経営体数は、農林業センサスにより把握可能
【10】農作業受託収入等	—	18	農作業受託収入の有無	○			未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
	16、17	—	作業ごとの受託面積等、収入金額、農作業受託の収入に占める割合			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない。また、農作業受託した経営体の事業部門別経営体数、受託収入の規模別経営体数は農林業センサスにより把握可能
【11】制度受取金・積立金等	—	18	制度受取金・積立金等の有無	○			未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
	—	19	調査票記入に代わる制度受取金・積立金等を整理した資料の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	—	19	該当のあった制度へのチェック欄	○			報告者の記入負担軽減のため

現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更理由			
	現行	変更後		追加	変更	削除	
	—	19	「上記以外の制度受取金」欄、合計欄	○			報告者の記入負担軽減のため
【12】労働の概要	—	6	調査票記入に代わる従事者数及び農業労働時間を整理した資料の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	20	6	雇用形態別の事業従事者数（男女別の回答欄に分割、臨時雇用者数の回答欄を独立）		○		記入しやすいレイアウトにするため
	20	6	臨時雇用者数（男女別の把握から総数の把握に変更）		○		報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	20	—	構成員数			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	20	6	臨時雇用者を除く農業従事者の年齢別日数別従事者数（常用雇用者のうち、7か月以上の65歳未満の人数のみ把握）		○		報告者の記入負担軽減のため なお、年齢別の従事者数、従事日数別の従事者数は農林業センサスにより把握可能
	21	7	雇用形態別の作業別労働時間（①男女別の把握から総数の把握に変更、②農業の作業別労働時間及び農業生産関連事業の労働時間の削除）		○		報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	21	—	経営主、構成員の作業別労働時間			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない。また、経営主の農業労働時間は変更後4-2のうち有給役員、構成員の労働時間は変更後4-2のうち常用雇用者又は臨時雇用者に含まれる
	21	—	雇用形態別の年齢別農業労働時間			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない。また、年齢別の役員数は農林業センサスにより把握可能
	21	—	農作業受託労働時間、農業生産関連事業労働時間			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
【13】農業生産関連事業収支	22	—	農業生産関連事業の収入金額、事業支出（売上原価、販売費及び一般管理費）			○	報告者の記入負担軽減のため なお、農業生産関連事業を行っている経営体数及び売上規模別経営体数は農林業センサス、農業生産関連事業の状況については6次産業化総合調査により把握可能
	22	19	農業生産関連事業に仕向けた自家農畜産物の金額（変更後【8】に移動）		○		記入漏れを防ぐため区分を設けるため

調査事項の削減についての農林水産省の認識(前回変更時)

※第105回産業統計部会（令和3年諮問時の部会審議（令和3年5月19日））資料3（抜粋）

(論点)

3. 現状の利活用実態を踏まえると、報告者負担を軽減し、調査を円滑に実施するためにも、継続的の把握が必要な調査事項を精査し、それ以外の調査事項を削減する余地があるのではないか。

(回答)

経営統計調査は、調査対象経営体の負担が大きい調査であると認識しており、今回の見直しにおいても、副業的経営体に対する報告者の負担軽減を図ったところである。

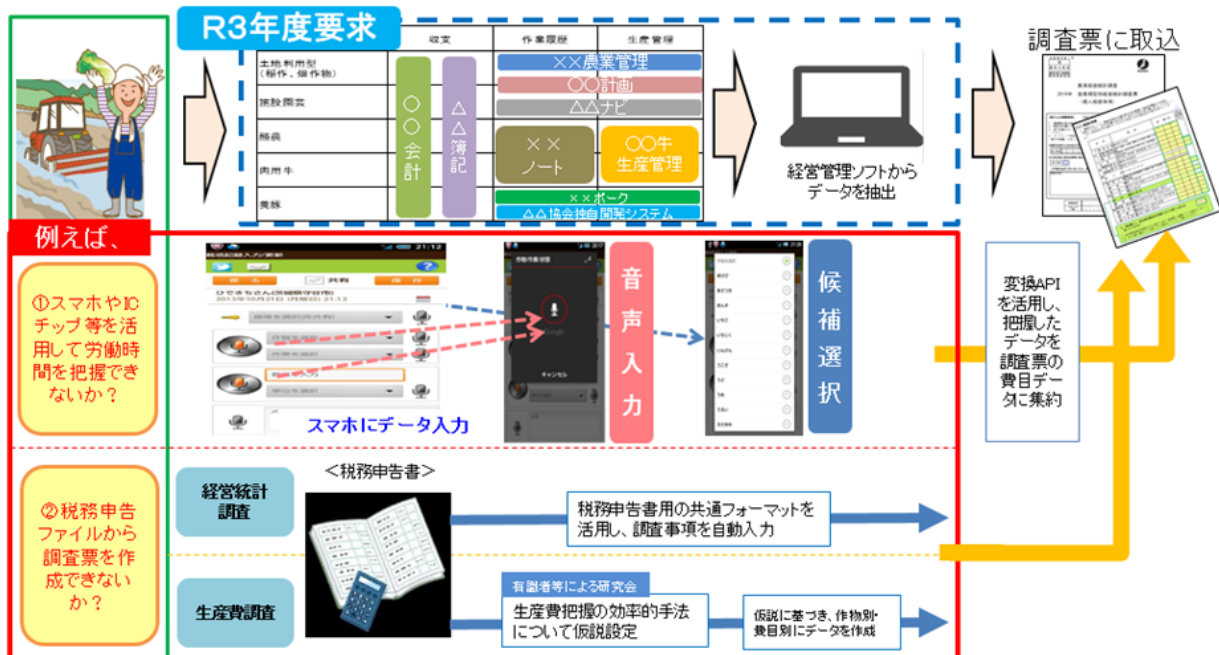
報告者の負担軽減に関しては、不断の見直しが必要であると認識しているが、他方、農業経営体全体で把握することとしている経営収支項目については、EBPMに資するデータとして、食料・農業・農村基本計画において地域別・営農類型別に詳細な農業経営モデル分析を行っており、今後も継続的に把握する必要がある。

現状の利活用状況を踏まえると、更なる調査事項の削減が容易ではない中ではあるが、農林水産省では、農業経営管理ソフト等に記録されたデジタルデータから調査事項を抽出し、調査項目に変換するシステムを開発する等、項目削減によらない報告者の負担軽減を検討しており、令和3年度予算においてプロトタイプシステムの作成に向けた調達手続きを進めているところである。

スマート農業など農業DXが促進されている社会背景もあり、これら技術進展も見据えつつ、それらを活用し、報告者の負担軽減や効率的な調査の実施に努めてまいりたい。

スマート農業技術(DX)の活用による調査票情報取得に向けた検討(案)

- 調査経営体の日常行動をそのまま調査項目把握につなげるDXの活用ができれば、調査対象経営体及び地方組織双方にとって負担軽減。
- 可能なものから、DX導入できるよう検討を進めているところ。



指定品目の把握に係る調査票の変更イメージ

【現行】

【2】損益計算書

1 農業収支について、青色申告決算書（収支内訳書（農業所得用）は、該当する品目について、指定品目がある場合は、それぞれの科目に占める指定品目の割合を記入してください。

科目	青色申告決算書 No	収支内訳書 No	説明	金額 (円)		うち指定品目の割合 (%)
				前年	本年	
収入	①	①	農産物の販売額			
	②	②	家計で消費した金額、農業以外の事業で消費した金額			
	③	③	雑収入			
	④	④	作業受託、経営所得安定対策交付金、価格補填金、受取共済金			
	⑤	⑤	販売金額、家事消費・事業消費金額、雑収入の合計			
	⑥	⑥	農産物の期首棚卸高			
	⑦	⑦	農産物の期末棚卸高 (年内に精算され、精算できていない生産物を野産)			
経費	⑧	⑧	収入の合計 (④+⑤+⑥)			
	⑨	⑨	租税公課			
	⑩	⑩	種苗費			
	⑪	⑪	肥料費			
	⑫	⑫	飼料費			
	⑬	⑬	農具費			
	⑭	⑭	農業費・衛生費			

農林水産省が経営体ごとにあらかじめ品目を一つ指定。報告者は、指定された品目について、科目に占める指定品目に係る金額の割合を記載

【8】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入

農産物のうち、指定品目（果樹・露地・施設野菜、施設花き）

果樹、野菜（露地・施設）又は施設花きの指定品目がある場合は、その品目について、①作付延べ（結果樹）面積、②生産量及び③販売金額を記入してください。

指定品目名 [a] または [m] どちらかを選択してください。

③ 販売金額 (円)

① 作付延べ(結果樹)面積 [a] [m]

② 生産量 kg (バラは本)

指定した品目のみについて、作付延べ面積等を記載

(注) これらのほか、指定品目に係る労働の概要等についても把握

指定された品目ごとの作付延べ面積、生産量、粗収益、経営費などを集計

【変更後】

【2】損益計算書 (全ての方にお答えいただく項目です。)

農業の収入、経費などについてお伺いします。

青色申告決算書（農業所得用）、収支内訳書（農業所得用）の写しを提出していただくことにより記入に代えることが可能です。資料を提供していただけますか。

はい → 2-2へお進みください。 いいえ → 本年欄に記入してください。

2-1 青色申告決算書（農業所得用）、収支内訳書（農業所得用）を参照して記入してください。

科目	青色申告決算書 No	収支内訳書 No	金額 (円)	
			前年	本年
収入	①	①		
	②	②		
	③	③		
	④	④		
	⑤	⑤		
	⑥	⑥		
	⑦	⑦		
経費	⑧	⑧		
	⑨	⑨		
	⑩	⑩		
	⑪	⑪		

指定品目の金額割合を削除

【7】生産概況、農畜産物収入 (全ての方にお答えいただく項目です。)

7-2 野菜

販売金額の多い順に記入してください。

品目記入欄に書ききれない品目及び品目コードに該当しない品目の作付面積・金額は【その他の露地野菜】【その他の施設野菜】にまとめて記入してください。

区分	品目コード	品目名	本年 作付延べ面積		販売金額 (円)
			露地 (a)	施設 (m ²)	
露地野菜					
その他の露地野菜					

野菜の品目はこちらから選択してください。

01	だいこん	04	キャベツ	07	ねぎ	10	なす	13	ピーマン
02	にんじん	05	ほうれんそう	08	たまねぎ	11	大玉トマト		
03	はくさい	06	レタス	09	きゅうり	12	ミニトマト		

一つの指定品目の販売金額が8割以上の経営体（単一経営）について、作付延べ面積、粗収益、経営費などを集計

現行計画における公表までの流れ

第105回産業統計部会（令和3年諮問時の部会審議（令和3年5月19日））資料3（抜粋）

経営統計調査の公表までの流れ

